

徳島県自動車税種別割納税通知書送付用封筒広告掲載契約書

自動車税種別割納税通知書送付用封筒（以下「封筒」という。）の裏面への広告掲載について、徳島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、「徳島県自動車税種別割納税通知書送付用封筒広告掲載要項」に基づき、発送する封筒の裏面に乙の広告を掲載し、乙は甲に対しその対価を支払う。

（封筒の発送時期）

第2条 広告を印刷した封筒は、令和 年 月 日（ ）に発送予定とする。

（契約料等）

第3条 契約料及び契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 契約料 金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 契約保証金 免除とする。

（契約料の納付方法）

第4条 乙は、契約料を、令和 年 月 日（ ）までに甲の発行する収納通知書により納付しなければならない。

2 乙は、契約料を前項で規定する納付期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（協議による契約の解除）

第5条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行について不正の行為があったとき。
 - (2) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
 - (3) 契約条項に違反したとき。
 - (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
 - (5) 前号に掲げるもののほか、甲が広告事業を実施することが適切でないと判断したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたことにより乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、甲の承諾を得ないで、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(契約の費用等)

第9条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第10条 契約締結後、封筒発送日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない理由により発生した損害については、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙